

②短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護(1日あたり)

介護老人保健施設 (介護予防) 短期入所療養介護費			夜勤職員配置加算	サービス提供体制 強化加算	滞在費・食費所得段階別負担額			
要介護度	個室	多床室			所得段階	滞在費		食費
要支援1	621円	660円	24円	18円	第4段階	1,668円	377円	1,392円
要支援2	762円	816円			第3段階	1,310円	370円	650円
要介護1	797円	876円			第2段階	490円		390円
要介護2	868円	950円			第1段階			0円
要介護3	930円	1,012円			朝食 384円・昼食 504円・夕食 504円			
要介護4	986円	1,068円						
要介護5	1,041円	1,124円						
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費			(3時間以上4時間未満)656円 (4時間以上6時間未満)908円 (6時間以上8時間未満)1,261円					

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金)

加算項目	内 容	1日又は1回
個別リハビリテーション実施加算	OT・PTが1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合が対象	1日 240円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症のため緊急に指定短期入所療養介護が必要であると判断した者に対して当該介護を行った場合が対象(7日上限)	1日 200円
緊急短期入所受入加算(介護予防除く)	緊急の事情等により介護支援専門員が必要と認められた者に対して居宅サービス計画にない短期入所療養介護を行った場合が対象(7日上限)	1日 90円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を高齢者と区分してサービスを提供した場合が対象	1日 120円 特定短期 1日 60円
重度療養管理加算	要介護4又は5で厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合が対象	1日 120円 特定短期 1日 60円
送迎加算	送迎を行った場合が対象	片道 184円
療養食加算	特定の療養食の提供を行った場合が対象	1食 8円
緊急時治療管理	救命救急医療が必要な状態の時の治療管理が対象(月に1回連続する3日限度)	1日 518円
特定治療	やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療を行った場合が対象	医師診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に39/1000を乗じた額が介護職員処遇改善加算として加算されます。

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に21/1000を乗じた額が介護職員等特定処遇改善加算として加算されます。

③通所リハビリテーション(1日あたり)/介護予防通所リハビリテーション(1月あたり)

(介護予防) 通所リハビリテーション費							サービス提供 体制強化加算	利用料 食費
要介護度/利用時間	1~2時間	2~3時間	3~4時間	4~5時間	5~6時間	6~7時間		
要支援1				1,721円/月				72円/月
要支援2				3,634円/月				144円/月
要介護1	331円/日	345円/日	446円/日	511円/日	579円/日	670円/日	716円/日	18円/日
要介護2	360円/日	400円/日	523円/日	598円/日	692円/日	801円/日	853円/日	
要介護3	390円/日	457円/日	599円/日	684円/日	803円/日	929円/日	993円/日	
要介護4	419円/日	513円/日	697円/日	795円/日	935円/日	1,081円/日	1,157円/日	
要介護5	450円/日	569円/日	793円/日	905円/日	1,065円/日	1,231円/日	1,317円/日	

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金) (◎…要介護のみ, ○…要支援のみ, ●…要介護・要支援共通, ×…今年度対象外)

加算項目	内 容	1日又は1回
◎ 理学療法士等体制強化加算	1~2時間の通所リハで常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置した場合が対象	1日 30円
◎ リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合が対象	3時間以上4時間未満 1日 12円 4時間以上5時間未満 1日 16円 5時間以上6時間未満 1日 20円 6時間以上7時間未満 1日 24円 7時間以上 1日 28円
◎ 入浴介助加算	入浴に際して介助を行った場合が対象	1日 50円
◎ リハビリテーションマネジメント加算	当事業所の医師から通所リハの実施にあたり、利用者に対するリハビリの目的に加えて、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者に対する負荷等の詳細な指示を受けた作業療法士によるリハビリ計画の作成・見直し、リハビリの実施、リハビリ会議、記録、情報提供等が行われている場合等	(I) 1月 330円 (II) 6月以内 1月 850円 (III) 6月超 1月 530円 (IV) 6月以内 1月 1,120円 (V) 6月超 1月 800円
○ リハビリテーションマネジメント加算	要支援の方を対象として上に同じ	1月 330円
◎ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算対象者に対してOT・PTが利用者の退院(所)日又は認定日から起算して3月の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合が対象	1日 110円
◎ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症の利用者に対して退院(所)後又は通所開始後3月以内に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合が対象【(I) 週2日限度、(II) 月4回以上】	(I) 1日 240円 (II) 1月 1,920円
◎ 重度療養管理加算	要介護度が3以上で厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合が対象(1~2時間除く)	1日 100円
◎ 送迎を行わない場合の減算	事業所が送迎を行わない場合に片道ごとに減算する	片道につき -47円
◎ 社会参加支援加算	社会参加に資する取り組みの実施割合が一定の条件を満たした場合、その翌年度に限り算定	1日 12円
● 若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を高齢者と区分してサービスを提供した場合が対象	要介護 1日 60円 要支援 1日 240円
○ 運動器機能向上加算	機能訓練指導員を1名以上配置し、共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合が対象	1月 225円
× 事業所評価加算	選択的サービスを行う介護予防通所サービス事業所において利用者の要支援状態の維持、改善の割合が一定以上となった場合が対象	1月 120円

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に47/1000を乗じた額が介護職員処遇改善加算として加算されます。

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に20/1000を乗じた額が介護職員等特定処遇改善加算として加算されます。

④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション(1回20分あたり)

(介護予防) 訪問リハビリテーション費	1回 292円	サービス提供体制強化加算	1回 6円
---------------------	---------	--------------	-------

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金) (◎…要介護のみ, ○…要支援のみ, ●…要介護・要支援共通, ×…今年度対象外)

加算項目	内 容	1日又は1回
◎ リハビリテーションマネジメント加算	当事業所の医師から訪問リハの実施にあたり、利用者に対するリハビリの目的に加えて、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者に対する負荷等の詳細な指示を受けた作業療法士によるリハビリ計画の作成・見直し、リハビリの実施、リハビリ会議、記録、情報提供等が行われている場合等	(I) 1月 230円 (II) 1月 280円 (III) 1月 320円
○ リハビリテーションマネジメント加算	要支援の方を対象にして上に同じ	1月 230円
◎ 社会参加支援加算	社会参加に資する取り組みの実施割合が一定の条件を満たした場合、その翌年度に限り算定	1日 17円
● 短期集中リハビリテーション実施加算	週2回以上集中的にリハビリテーションを行った場合に退院(所)日又は認定日から3月以内算定	1日 200円
× 事業所評価加算	リハマネ加算を算定している介護予防訪問サービス事業所において利用者の要支援状態の維持、改善の割合が一定以上となった場合が対象	1月 120円